

千葉市本庁舎市民駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市庁舎管理規則（昭和40年千葉市規則第25号）に定めるものほか、本庁舎敷地内の市民駐車場の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 市民駐車場は、本庁舎敷地内に来庁者の駐車場として確保する。

(管理運営)

第3条 市民駐車場の管理運営は、新庁舎整備課長が行うものとする。

(利用者)

第4条 市民駐車場には、来庁者以外の者は駐車してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）災害等の緊急用務のため駐車するとき。

（2）その他新庁舎整備課長が特に必要があると認めるとき。

(利用時間)

第5条 市民駐車場の利用時間は、千葉市の機関の執務時間を定める規則（平成元年4月11日規則第47号）第1条第1項に規定する時間内とする。

(駐車時間)

第6条 市民駐車場の駐車時間は、原則として2時間以内とする。ただし、新庁舎整備課長が特に必要があると認めるときは、新庁舎整備課長の許可を受けることにより、この時間に限らず駐車できるものとする。

(利用方法)

第7条 市民駐車場の利用者は、所定の市民駐車場利用許可証の交付を受け、用務終了後、用務先にて所定の欄に確認の押印を受けた後、退場の際に当該交付を受けた利用許可証を返還しなければならない。ただし、新庁舎整備課長の許可を受けている者で、市民駐車場特別利用許可証の交付を受けている者は、当該利用許可証を提示することにより、市民駐車場を利用することができます。

(確認印)

第8条 前条の規定による確認印の押印は、各課等において所属長の指定した者が行うものとする。

(駐車時間超過者に対する措置)

第9条 駐車時間を超えて駐車している者に対しては、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 警備員又は駐車場整理員による口頭注意又は駐車自動車への注意文書の貼付
- (2) 庁内放送等により駐車自動車の移動を命令すること。
- (3) その他新庁舎整備課長が必要と認める措置

(利用制限)

第10条 庁舎の整備工事その他管理上必要と認めるときは、駐車場の一部または全部の利用を制限することができる。

(事故の取扱い)

第11条 市民駐車場において発生した事故については、駐車場管理上の責に帰すべき事由によるもののほか責任は負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。